

さが西部クリーンセンター 一般廃棄物受入基準

令和 8 年7月制定

佐賀県西部広域環境組合

目次

はじめに	1
一般廃棄物受入基準の目的	1
I 基本事項	2
1 受入業務の概要	2
2 一般廃棄物等の搬入・受入手順(直接搬入)	2
(1)搬入手順の概要	2
(2)荷下ろしについて	5
3 受入対象者	5
(1)排出者本人(域内の家庭系一般廃棄物)	5
(2)事業活動に伴う廃棄物を搬入する事業者	6
(3)排出者から依頼を受けた許可業者(一般廃棄物収集運搬業)	6
4 受入対象ごみ	7
(1)受入対象ごみ	7
(2)受入できないごみ等	8
5 一般廃棄物処理手数料	8
6 ごみに関する各市町の間合せ先	8
II 個別取扱い事例	9
1 木くず・剪定くず	9
2 遺品整理廃棄物	10
3 火災廃棄物	12
4 引越し廃棄物	13

用語の定義

「一般廃棄物」…家庭から排出されているごみと、事業活動に伴って発生するごみのうち
産業廃棄物以外のごみ(紙類、木くず、繊維類、生ごみ)

「センター」……さが西部クリーンセンター

「許可業者」……市町から一般廃棄物収集運搬の許可を受けた事業者

「委託業者」……市町から委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者

「直接搬入者」…一般廃棄物を自ら持込む人

「ごみ」………廃棄物

「産廃」………産業廃棄物

※ 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類など廃棄物処理法で定められた「20 種類」のごみのこと。

はじめに

ごみの減量及び適正かつ安定的な処理を進めるため、伊万里市・武雄市・鹿島市・嬉野市・有田町・大町町・江北町・白石町・太良町の4市5町で一部事務組合である「佐賀県西部広域環境組合」(以下「組合」という。)を平成19年7月に設立し、平成28年1月から組合で建設した一般廃棄物処理施設「さが西部クリーンセンター」を本稼働させました。

稼働当初、総ごみ量は増加傾向にありましたが、近年では、総ごみ量は減少傾向にあり、また令和7年4月から一般廃棄物処理手数料を改定したことや、8月から休日等の直接搬入予約システムを導入したことにより、令和7年度は搬入台数についても減少しました。しかしながら、搬入に関する問合せは年々増加するとともに、受入時にトラブルになるケースも多く発生しています。また、ごみの受入れにあたっては、搬入者の要件やごみの種類など様々なケースがあり、対応に苦慮しているところです。これまでは個別事例ごとに対応を行ってきましたが、受入業務全般に係る分かりやすい基準の整備が求められていることから、ここに策定するものです。

一般廃棄物受入基準策定の目的

センターでは、ごみの減量・資源化に向け、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)(以下「法」という。)」に基づき、ごみの適正な処理を行っています。

このうち、ごみ受入業務において、多様なケースに対応できるよう、受入基準を体系的にかつ明確に示すことで、構成市町住民の皆さんからの問い合わせや受入現場において分かりやすく、効率的な対応を行い、併せて構成市町外からのごみや産廃の流入を未然に防止することを目的としています。

I 基本事項

1 受入業務の概要

さが西部クリーンセンターにおいて、4 市 5 町(以下「域内」という。)の家庭等から排出される一般ごみの受入業務を行っています。

これは、法に基づく自区内処理の原則(法第6条の2)により域内で発生した一般ごみの適正な処理の一環として行っているものです。受入れにあたって、搬入者ごとに3つに区分して業務を行っています。

- (1) 委託業者による搬入
- (2) 許可業者による搬入
- (3) ごみを出す人(排出者)による搬入・・・直接搬入

以後、ここでは主に(3)の直接搬入について、ご案内しますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

本来、ごみ集積所に排出できない程の一時的な大量なごみが発生した場合や、粗大ごみを持込むことを想定して開始したものであり、持込みを行う際には、効率的に対応するため、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」に分別を行いお持込みいただく必要があります。

さらに、受入の際にはごみの適正な処理と資源化を行うため、ごみの計量を行うとともにごみを出す人(または搬入する人)の本人確認を行います。

2 一般ごみ等の搬入・受入手順(直接搬入)

(1) 搬入手順の概要

平日は事前の予約や連絡の必要はありません。しかし、土曜日、第 2 日曜日、祝日及び年末(12/29～31)は事前に予約が必要です。また、1/1～3、第 2 日曜日以外の日曜日は搬入できません。受入時間は午前 9 時から午後 4 時までです。

※ご予約は、さが西部クリーンセンター

ホームページから
(当日予約も可能です)



インターネットでの予約が難しい場合はお電話でも受け付けています(☎0955-26-2500)
※電話での当日予約はできません

搬入・受入手順の概要については以下のとおりです。

ア 進入方向に向かって右側の計量台に停車し、搬入許可申請書に必要事項を記入してください。その際、エンジンを切っていただくようお願いします。

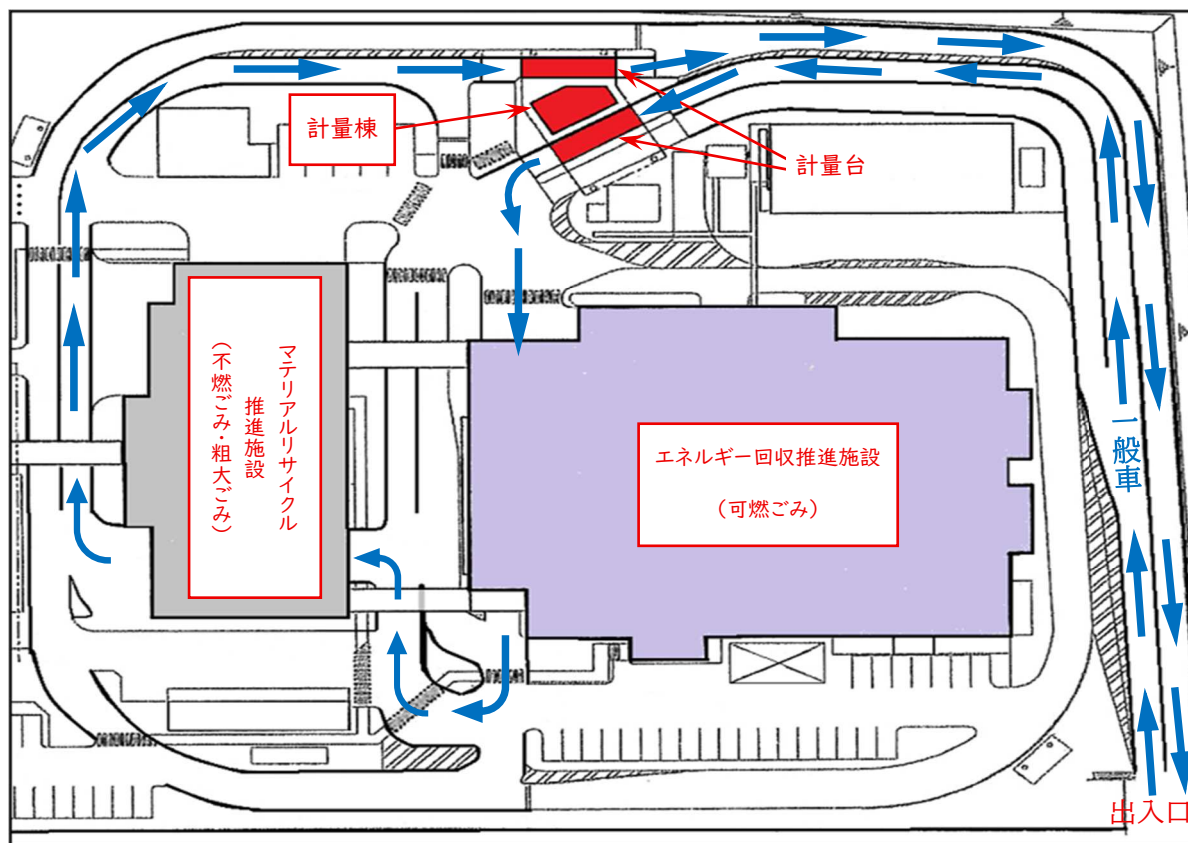
イ 受付職員が廃棄物の内容をお尋ねし、排出者(ごみが出る所)及び搬入者(ごみを持ってきた人)の本人確認を行います。受入可能と判断した場合には、荷下ろし場所をご案内しますので職員の指示に従ってお進みください。

※可燃ごみ→不燃ごみ・粗大ごみの順に下ろしていただきます

ウ 荷下ろし場所で職員の指示に従い、分別内容を伝え、搬入者ご自身で廃棄物を下ろしてください。また、荷下ろしの際も、エンジンを切っていただくようお願いします。

※施設内の床は滑りやすいため、滑らない履物でご来場ください。(スリッパ厳禁)

エ 荷下ろし後、計量を行いますので、窓口でその重量に応じた手数料をお支払いください。



注意

・「4トン車以上の車両」「全長5m、幅2.5m以上の車両」は搬入できません。

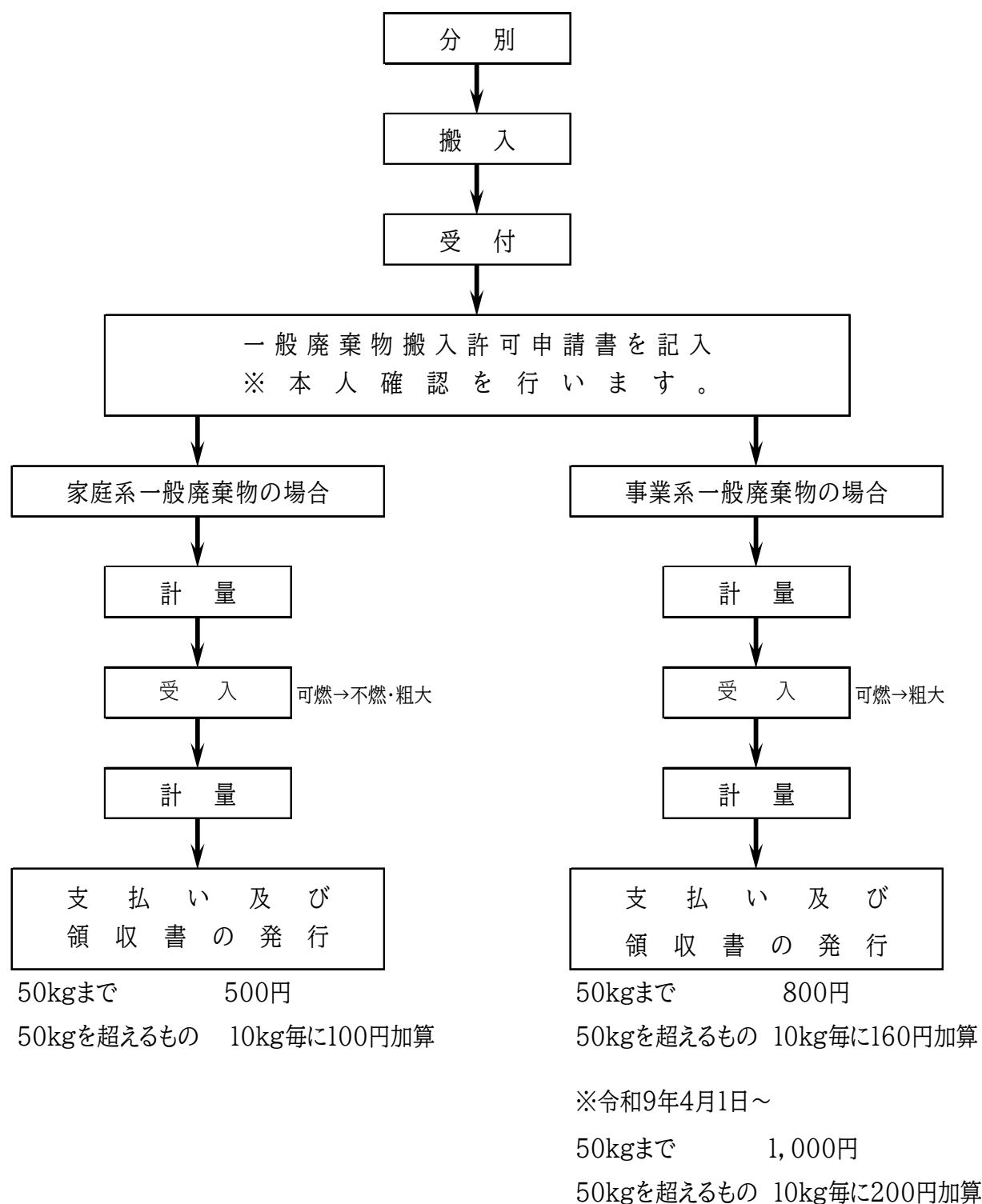
(委託業者の車両はこの限りではありません。)

・排出者(ごみが出る所)及び搬入者の本人確認ができない場合は受入れできません。

・分別されていない、受入基準に適合しない場合は受入れできません。

お持ち帰りいただきます。

図1 搬入・受入のフロー図



(2) 荷下ろしについて

荷下ろしは搬入者ご自身で行って頂きます。ご自身で安全に荷下ろしできるよう、搬入物に応じて援助者の同行をお願いします。

3 受入対象者

センターに一般ごみを搬入できる方は、排出者本人、本人と同居の親族、または法に基づく許可業者に限ります。

なお、本人確認ができない場合や、分別されていない場合、受入基準に適合しない場合には、受入することはできません。

■他人のごみを持ち込むことはできません。

■市町から法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていない者にごみの収集運搬を依頼する行為は違法です。また、ごみを出す人が無許可業者の車に同乗・同行してごみを搬入することはできません。

■産業廃棄物収集運搬業の許可では一般廃棄物の運搬（搬入）はできません。

(1) 排出者本人（域内の家庭系一般廃棄物）

規則に基づき、受付で本人確認を行います。ただし、排出者本人に同居の親族がおらず、入院等の事情により同居されていない親族の方（3 親等以内に限る）が持ち込まれる場合は、排出者の本人確認書類と搬入者の本人確認書類を併せて提示してください。

【本人確認書類】

住所の記載のある公的証明書

（例）・運転免許証、運転経歴証明書

・マイナンバーカード

・水道検針票

・県、市町が発行した税関係書類（市・県民税、国民健康保険、自動車税など）

【3 親等の範囲】

・1 親等：父母、子（養父母・養子含む）

・2 親等：祖父母、兄弟姉妹、孫

・3 親等：曾祖父母、伯父・伯母（叔父・叔母）、甥・姪、曾孫（ひまご）

(2) 事業活動に伴う一般廃棄物を搬入する事業者

事業者がその事業活動に伴って域内で発生した一般廃棄物を自ら運搬し、センターで処理を依頼する際は、以下の搬入条件を満たした場合に限り、搬入することができます。自ら運搬できない場合は、許可業者に収集運搬を委託してください。

搬入条件

ア 搬入できるごみの種類（詳細は次頁の受入対象ごみを参照）

事業系一般廃棄物

イ 確認書類

搬入者の運転免許証

搬入者と事業者との関係がわかるもの（社員証、名刺等）

※搬入時に、そのごみが域内で発生したものであるかを確認します。

(3) 排出者から依頼を受けた許可業者（一般廃棄物収集運搬業）

排出者本人がセンターへごみを持ち込むことができない場合は、許可業者へごみの収集運搬を依頼することができます。許可業者については、お住まいの市町へお尋ねください。問い合わせ先は8ページに記載しています。

許可業者は、センターへ搬入する際に許可カードが必要となりますので、市町に収集運搬車両の届出を行ってください。

搬入条件

搬入できる廃棄物の種類

家庭系一般廃棄物

事業系一般廃棄物

※事業系一般廃棄物に限って許可している市町もあります

注 意

許可業者以外の業者に、委任することはできません。

金銭の授受や反復・継続性がある場合は、収集運搬業の許可が必要となります。

無許可営業の罰則：罰金 1000 万円以下、拘禁刑 5 年以下（法第25条第1号）

4 受入対象ごみ

(1) 受入対象ごみ

センターで受入できるごみは、アからウのすべてに該当するごみです。

ア 域内で発生したごみ

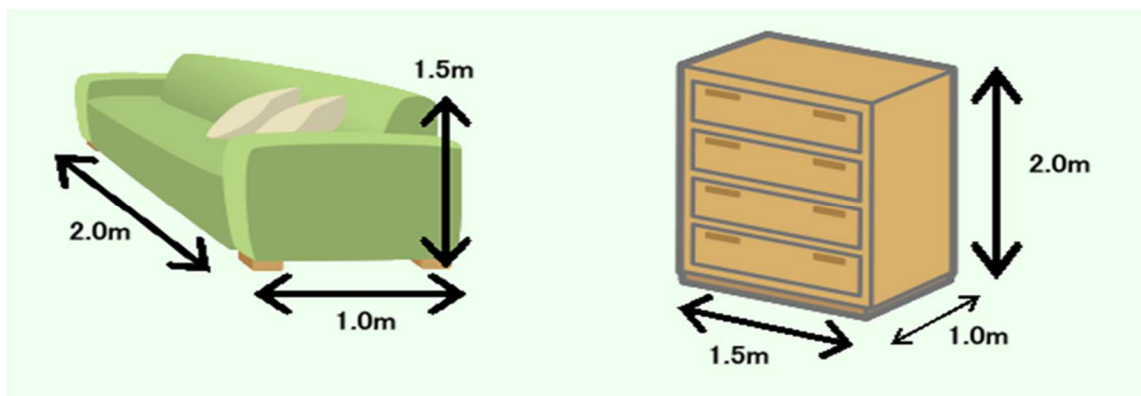
イ 分別されたごみ

ウ 次のいずれかのごみに該当するもの

- ・家庭生活から発生した家庭系一般廃棄物
- ・事業活動に伴って発生した事業系一般廃棄物
(プラスチック製品受入不可)

※ 資源ごみ(びん、缶、ペットボトルなど)については、リサイクル関連法の趣旨に沿って、お住いの市町のルールに従い出してください。

◎受入できる粗大ごみのサイズに制限があります。以下のサイズより大きいものを搬入したい場合は、それ未満になるように解体して搬入して下さい。



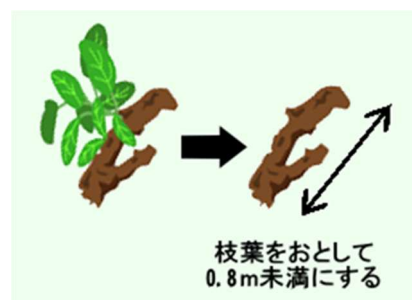
◎木材などの長尺は、直径 20cm 未満、長さ 2.0m 未満になるようにして搬入して下さい。

※直径 20 cmを超えるものは、長さ 20 cm未満にしてください



◎剪定枝は、枝葉をおとし、長さ0.8m未満になるようにして搬入して下さい。

※できるだけ乾燥させて搬入をお願いします



(2) 受入できないごみ等

以下のごみ等は受入れできません。専門業者などに処理を依頼してください。

- ア 分別されていないごみ
- イ テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機、パソコン
- ウ タイヤ、自動車バイク部品、バイク(125cc 以上)
- エ 農薬・バッテリー・大型の農機具・農業用廃ビニール・漁網・海苔網
- オ 建設廃材（外壁材、石膏ボードなど）
- カ 土・石・コンクリートくず・レンガ・瓦・便器等
- キ ガスボンベ・消火器・中身が残った容器類・廃油等の液体
- ク その他感染症、毒性、爆発性、発火しやすいもの
- ケ リチウムイオン電池、ニッケル水素電池ほか畜充電池・乾電池・蛍光管
※市町が設置する回収ボックスへ入れてください
- コ 受入可能寸法を超える粗大ごみ、木材等
- サ 産業廃棄物
- シ フロンガスを含む冷媒機器
(スポットクーラー、コンプレッサー式の冷風機やウォーターサーバー等)
※フロンガス除去証明書添付有の場合受け入れ可

5 一般廃棄物処理手数料

センターにごみを搬入する際の手数料は

- ・家庭系一般ごみ 50kgまで 500 円 以降 10kg毎に 100 円加算
- ・事業系一般ごみ 50kgまで 800 円 以降 10kg毎に 160 円加算

※令和9年 4 月以降の事業系一般廃棄物処理手数料は以下のとおりとなります
50kgまで 1,000 円 以降 10kg毎に 200 円加算

6 ごみに関する各市町の間合せ先

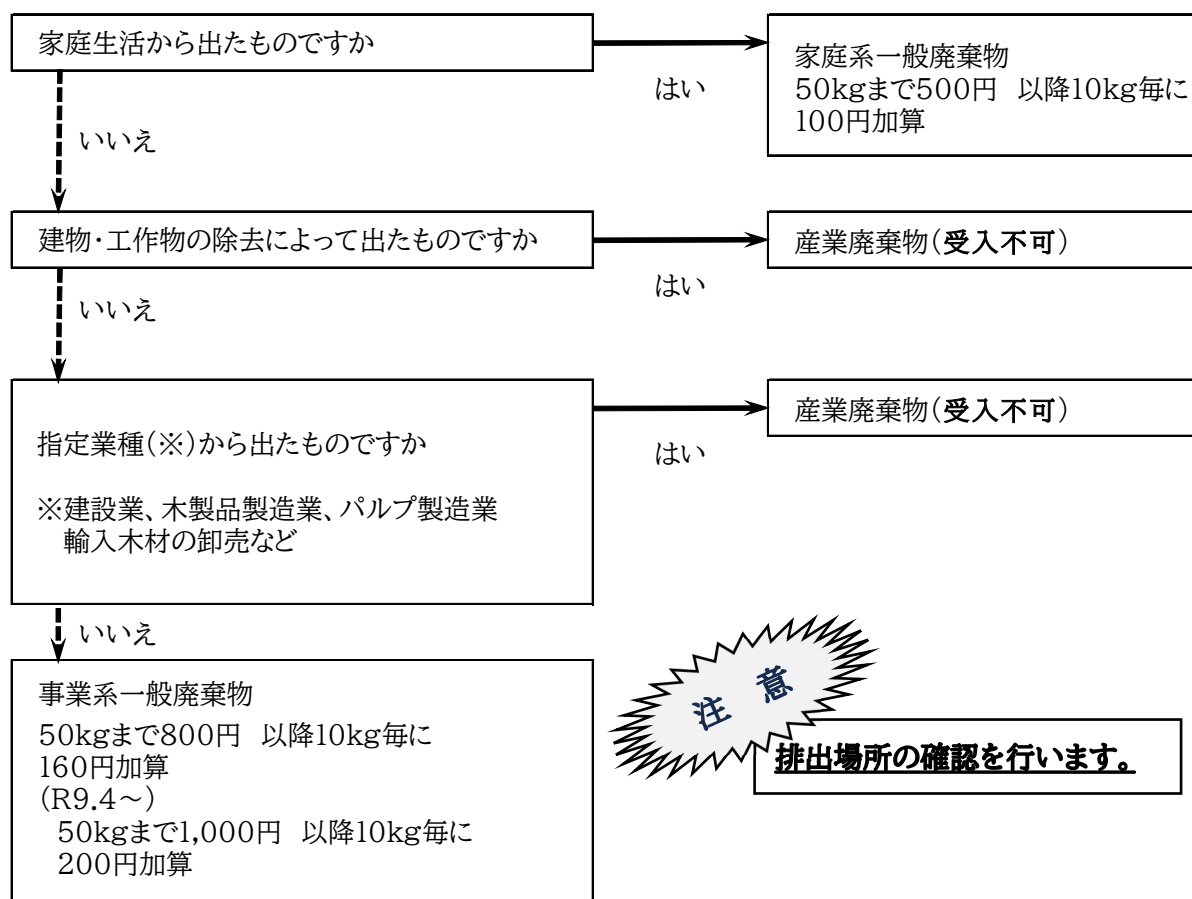
ごみのことに関してご不明な点があれば各市町の担当課にお問い合わせください。

市 町 名	担 当 部 署	電 話 番 号
伊万里市	環境政策課	0955-23-2145
武雄市	生活環境課	0954-27-7163
鹿島市	環境下水道課	0954-63-3416
嬉野市	環境政策課	0954-42-3317
有田町	住民環境課	0955-46-2734
大町町	町 民 課	0952-82-3113
江北町	町民生活課	0952-86-5617
白石町	生活環境課	0952-84-7118
太良町	環境水道課	0954-67-0792

Ⅱ 個別取扱い事例

1 木くず・剪定くず

(1) フロー図



(2) 概要

樹木は伐採・剪定した時点でごみになります。

排出者は樹木を伐採・剪定した方です。

従って、家庭の樹木を造園業者が伐採した場合、排出者は造園業者となり、事業系一般廃棄物の扱いになります。

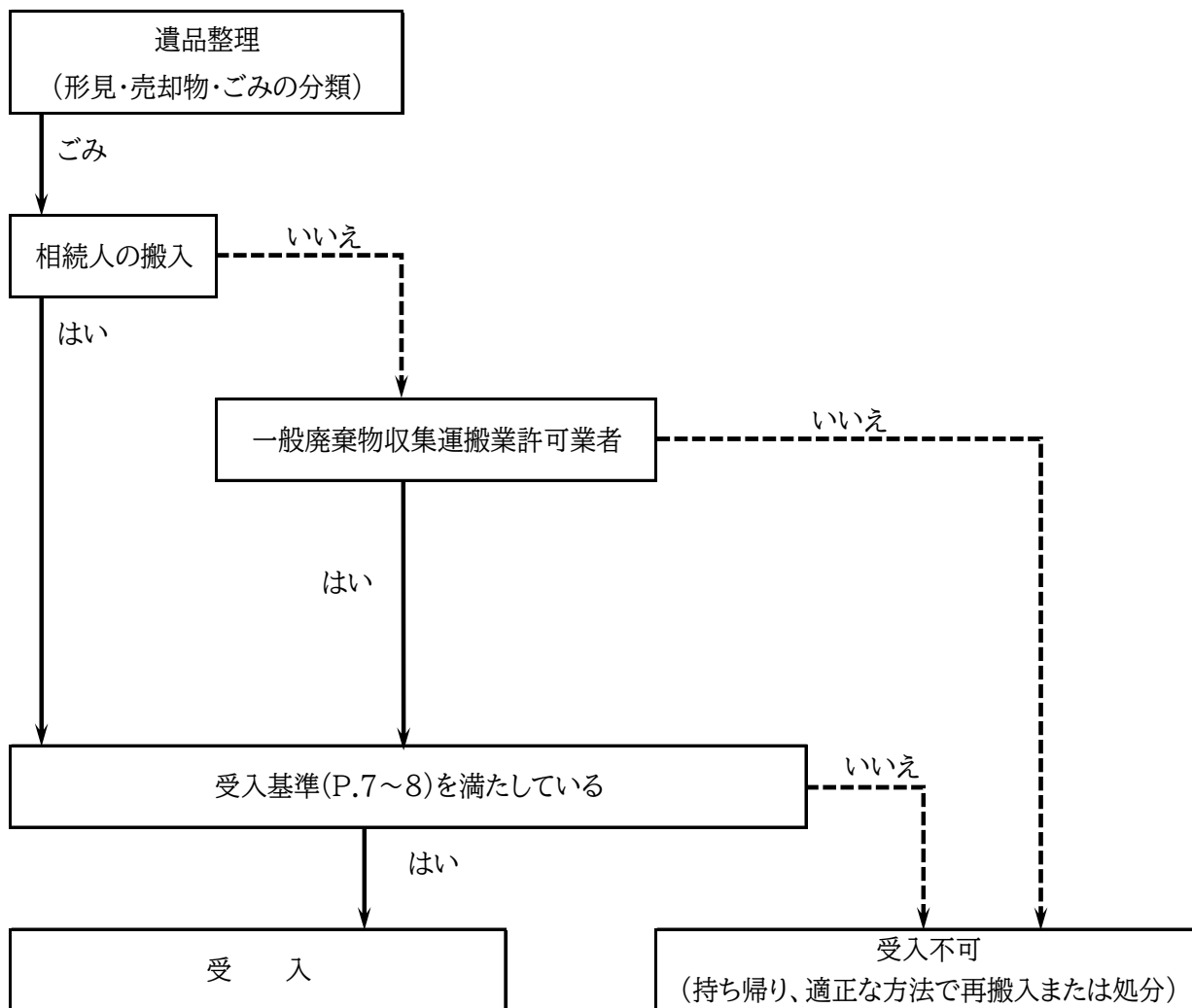
(3) 留意事項

センターにおける「木くず・剪定くず」の受入基準は7ページに記載のとおりです。

また、域外の事業者が伐採した場合、域内の一般廃棄物収集運搬業の許可業者に依頼してください。

2 遺品整理廃棄物

(1) フロー図



(2) 概要

遺品整理業者はその名の通り、遺品整理作業しか行うことができません。

一般廃棄物を運搬する場合は相続人での搬入もしくは、市町の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた事業者での搬入となります。

(3)留意事項

センターへ搬入できる廃棄物は、ア～オのすべてに該当する一般廃棄物です。

- ア 相続人による持込み(一般廃棄物搬入許可申請書の記入・提出)
- イ 発生場所が域内であるごみ ※故人の住所を証明できる書類が必要
(一般廃棄物搬入許可申請書排出者欄に排出元住所、故人名の記入)
- ウ 家庭から排出された一般ごみである
- エ 処理可能なごみである
- オ 分別がされている

(4)遺品整理の一般的な流れ

- ① 相続人が遺品整理を業者に委託する。
- ② 仕分け…形見、売却物、ごみを区分する
- ③ 梱包
- ④ 搬出・処分・清掃
 - ・形見→遺族へ
 - ・売却物→売却(古物営業法の許可へ依頼)
 - ・ごみ→処分(相続人での搬入もしくは一般廃棄物運搬業の許可事業者へ依頼)

遺品整理業者が必要な許可を持っていない場合は、④の売却、処分はできません。

その場合、相続人と遺品整理業者との契約は②仕分けと③梱包、④清掃のみです。

相続人は仕分けされものについて改めて各許可業者へ委託をします。

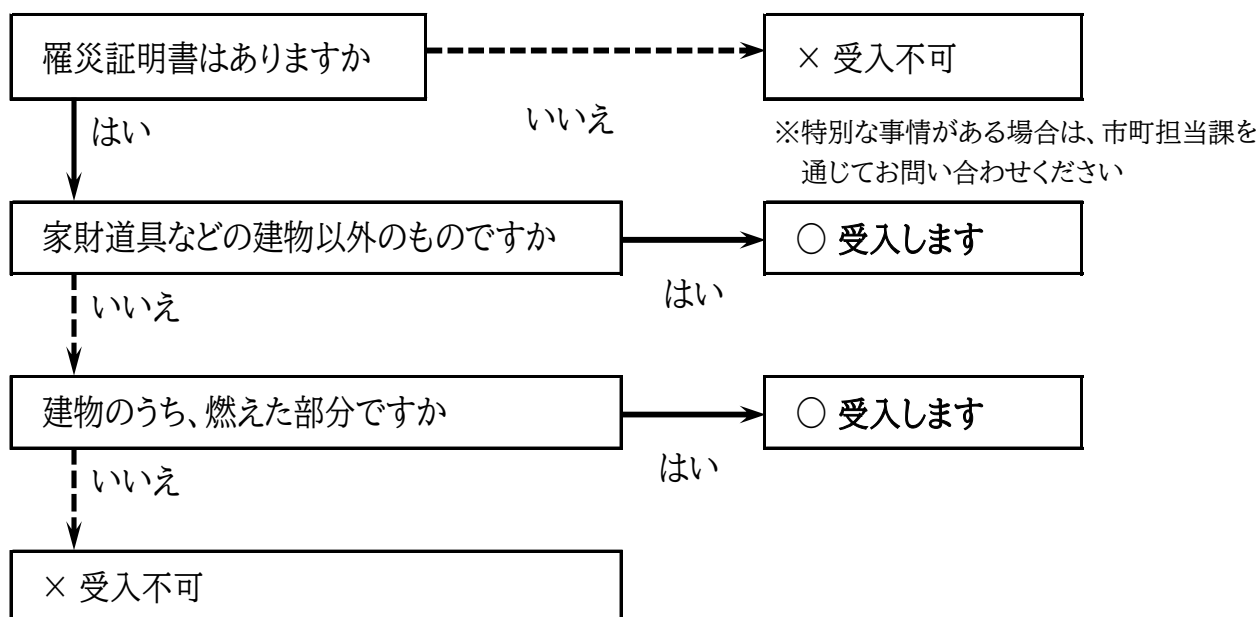
売却物は古物営業法許可業者へ売却を依頼します。

ごみの処分は一般廃棄物運搬業許可業者へ依頼します。

遺品整理業者がごみの処分を許可業者へ委託することはできません。

3 火災廃棄物

(1) フロー図



(2) 概要

火災で生じたごみは一般廃棄物になります。

燃えていない部分の家屋等を業者が解体した場合は、解体業に伴って排出されたごみとなり、産業廃棄物に該当します。

テレビ、冷蔵庫などについては、原型を留めているものは受入れできません。リサイクル関連法に従って処分してください。

一般廃棄物であってもクリーンセンターで受入れのできないものについては、各市町の担当課にお問い合わせください(8ページ記載)。

(3) 留意事項

搬入する際は事前に市町担当課にご連絡ください。(市町担当課からICカードを借りて搬入をしてください。)

初回は排出者本人の同乗が必要です。また、組合による火災ごみの確認を行います。

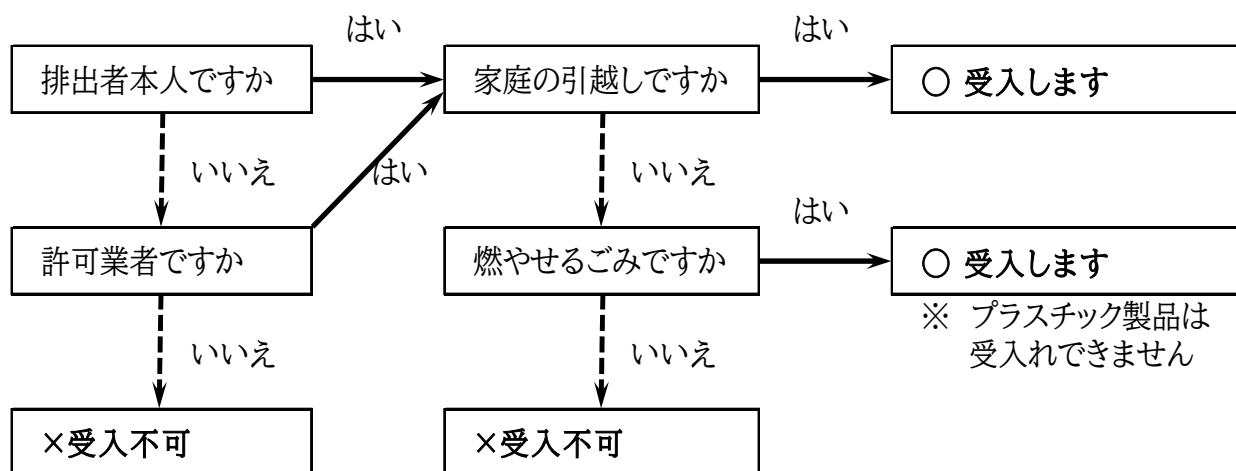
受入時に罹災証明書の提示が必要です。(コピー可)また、「火災ごみ搬入許可申請書」に必要事項を記入していただきます。

可能な範囲で分別を行ってください。

罹災証明書の発行については、各市町の担当課もしくは管轄の消防署にお問い合わせください。

4 引越し廃棄物

(1) フロー図



(2) 概要

引越し廃棄物の排出者は、引越し人になります。

従って、引越し請負業者は収集運搬業の許可を持たない限り、クリーンセンターに直接搬入することはできません。なお、引越し請負業者が排出者と同行しても同様です。